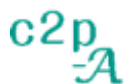


# 市民後見人養成研修カリキュラム 及び 市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業 報告書

令和5(2023)年3月



特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構



# はじめに

本書は、令和4年度老人保健健康増進等事業「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業」の報告書です。

本調査研究事業では、『第二期成年後見制度利用促進基本計画』に示された、「市民後見人養成のための基本カリキュラム」（2012年3月作成）の見直し等と、市民後見人養成研修修了後の活動状況を調べる「市民後見人活躍状況調査」を行いました。

それぞれの検討の概要につきましては、本書第1部の「報告」をご覧ください。第2部には改定した「基本カリキュラム」と、同カリキュラムに示された各科目の要点をまとめました。

また調査結果の詳細や、研究会の資料につきましては、別途『資料編』としてまとめましたので、あわせてご覧ください。

本調査研究を行いました、地域共生政策自治体連携機構のホームページ※からダウンロードいただけます。

2023年3月

市民後見人の養成研修カリキュラム  
及び 活躍促進に関する研究会

※特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構HPの  
≫≫ 団体概要 ≫≫ 調査報告コーナー に掲載  
<https://jichitai-unit.ne.jp/network/group-overview.html>



# 目次

## 第1部 報告

- 1. 市民後見人養成のための基本カリキュラムの見直し…………… 4
- 2. 市民後見人の活躍策…………… 11
- 3. 共通する科目の互換性…………… 15

## 第2部 市民後見人養成のための基本カリキュラム ・各科目の要点

- 1. 市民後見人養成のための基本カリキュラム…………… 18
- 2. 各科目の要点…………… 20

- 【コラム】多様な「市民後見」のあり方に配慮した研修カリキュラム…………… 6  
～愛知県豊田市の「とよた市民後見人養成講座カリキュラム」など

- 基本カリキュラムを参考に作成した  
各種カリキュラムの例…………… 8

- 【留意事項】研修カリキュラム作成等にあたって…………… 10

- 市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会…………… 36  
構成メンバー / 開催経過

# 第 I 部 報告

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「市民後見人の育成・活躍支援」の「養成研修カリキュラムの見直し等（53頁）」のなかで、「各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討や、その他の推進策を進める」とされています。

本事業では、令和3年度に市民後見人養成研修を開催した市町村、都道府県などを対象に、研修カリキュラムの収集調査を行いました。収集したカリキュラムと基本カリキュラムとの照合等を行い、基本カリキュラムに欠けている科目や研修要素の洗い出しをし、基本カリキュラムの改定を行いました。

以下には、基本カリキュラムの考え方など、検討の過程で指摘された、カリキュラムの意図を理解するための補足的事項を示しました。

改定した基本カリキュラムについては第2部、照合作業の結果等については『資料編』をご覧ください。

### 【「市民後見人養成のための基本カリキュラム」とは】

- ❖ 「市民後見人養成のための基本カリキュラム」は、わが国で市民後見推進事業が始まった平成23（2011）年度に、将来、養成される市民後見人の質の担保のためにも、基本となるカリキュラムを示す必要性があるだろうということで、当時、個々の市町村等の研修実施主体において行われていた、市民後見人等の養成研修カリキュラムを収集・整理し、「市民後見人養成研修の内容としてのあるべき姿、最低限担保すべきカリキュラム内容」を検討し、作成したものです。

### 【「基本カリキュラム」の位置づけ】

- ❖ その名が示す通り、実際に研修を行う市町村等の便宜を考えて、市民後見人を養成するため「最低限これは必要」と思われる科目等を「基本」として示したものです。このカリキュラム通りに研修を行うことを意図したものではありません。あくまで「技術的助言」としての位置づけです。
- ❖ 今年度行った研修カリキュラムの収集調査でも、「基本カリキュラム」通りに研修を行うところは多くはありません。「基本」を踏まえつつも、さまざまな工夫を凝らしたカリキュラムで研修が開催されています。今回の改定作業においては、そうした工夫に学ばせていただきました。

### 【「市民後見人」という言葉の含意】

- ❖ 市民後見推進事業が始まった当初は、まず「市民後見人」を養成していくことに主眼がありましたので、第二期基本計画で示された「本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる」人材を育成するところまでは、想定し切れていませんでした。
- ❖ 今回の改定にあたっては、「市民後見人養成のための基本カリキュラム」という名称はそのままとしましたが、いわゆる家庭裁判所から選任を受ける成年後見人等である狭義の「市民後見人」としてではなく、「地域共生社会実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点」を踏まえて、市民の立場で地域の権利擁護に関わるさまざまな人たちにも受講していただけるような配慮をしました。
- ❖ そのため、言葉としては「市民後見人」ですが、そこには日常生活自立支援事業の生活支援員や、権利擁護サポーターや意思決定サポーターなど、市民の立場で地域の権利擁護に関わるさまざまな人たちも含めた意味で、「市民後見人」という言葉を使用しています。

- ❖ 今後、市町村等が研修を行っていくにあたっては、多様な「市民後見人」のあり方に配慮した研修が望まれます。

## 【「基本カリキュラム」の全体構成】

- ❖ 研修カリキュラムの収集調査でも、2階建て構造の研修（基礎研修と実践研修など）を行うところが多くみられましたので、その構成はそのままとしました。
- ❖ なお「補講」は、都道府県など広域開催する研修などで、制度・法律関係科目に関する一般的な事項について履修した後に、各市町村における事業計画やわがまちの各種取組の特徴などを、市町村研修において補足いただくことをイメージして付置したものです。

## 【「基本カリキュラム」の変更点】

- ❖ もっとも大きな変更点は、「意思決定支援（3単位・180分）」を設けた点です。厚生労働省WEBサイト「成年後見はやわかり」のなかに、「後見人等を対象とした意思決定支援研修」コーナーがあり、研修素材（講義パワポ・ロールプレイやGW事例の動画）や講義動画も公開されています。そっくりそのままこの研修を行う必要はありませんが、研修素材の活用を見込んでいます。
- ❖ 受講対象者によっては、こうしたフルスペックの研修は難しすぎるということもあると思います。そうした場合、同じく厚生労働省で作成した20頁のリーフレット『ご本人らしい生き方にたどり着く 意思決定支援のために』などに掲載した事例等を通じて、できれば研修の初日に受講生の方に、一度自分の頭で意思決定支援とは何かについて考えていただく場（グループワークなどでディスカッションしていただくことが望ましい）を設けていただきたいというのが、改定の意図です。
- ❖ また「基本カリキュラム」作成当時には、まだ概念や制度・法律として存在していなかった、「地域共生（社会）」「成年後見制度利用促進」「障害者権利条約」「障害者差別解消法」「生活困窮者自立支援制度」等々については、新たに科目として設けたり、既存科目のなかに研修要素として取り入れるなどしました。
- ❖ 当時の「基本カリキュラム」では吹き出し扱いになっていた「消費者保護」については、研修科目として設けているところが一定数みられましたので、改定にあたり研修科目として新たに位置づけなおしました。
- ❖ 時間配分の見直しも行い、障害者の理解や施策に関する科目や「対人援助の基礎」などの時間配分を増やしました。その分、カリキュラム調査の結果などを参考にして、「成年後見の実務」など、時間配分が過大と思われる科目の研修時間は減らしています。その上で、トータルの研修時間50時間は変わらないように配慮しています。

## 【オンライン、オンデマンドの活用】

- ❖ コロナ禍を経験し、オンラインによる研修を取り入れたり、オンデマンドの仕組みを取り入れることで、特に座学科目の再聴講ができるようにしているところもあります。今年度行った調査では、オンライン研修を取り入れたことで、就労世代の受講が増えたということもありました。
- ❖ 市町村で研修を行う場合は、同じ研修会場に集い、学びを重ねるという過程そのものが、地域の「（権利擁護支援）チーム」を形成する過程でもあります。基本は対面形式による研修となると思われませんが、受講される方々の裾野を広げ、さまざまな市民の方に学びの場を提供し、将来「チーム」の一員となっただけのよう種まき効果を期待して、オンラインやオンデマンドの仕組みをうまく活用していくことが望まれます。





- ❖ 持続可能な権利擁護支援モデル事業（テーマ②簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組〔意思決定サポーター等〕）を行っている愛知県豊田市では、令和4年度に市民後見人養成のカリキュラムの見直しを行いました（次頁参照）。
- ❖ 令和3年度カリキュラム（令和3年度版）と令和5年度から実施予定のカリキュラム（令和5年度版）との大きな違いは、《多様な「市民後見」のあり方》に配慮をしていることです。  
令和3年度版では、家庭裁判所から成年後見人等として選任を受ける、いわゆる単独受任型の「市民後見人」を想定したカリキュラム構成でした。令和5年度版では、意思決定サポーター（豊田市では「意思決定フォロワー」と呼んでいます）やその他の地域の活動に取り組まれる市民の方々も巻き込んで研修受講につなげていけるよう、カリキュラムが組まれていることが特徴です。
- ❖ 次に大きな特徴は、《「意思決定支援」をメインに据えたカリキュラム》となっていることです。  
「地域共生社会に向けた意思決定支援」について、幅広い層に関心をもっていただくため、事前説明会を2部制（午前・午後）として、Zoom視聴による参加もできるようにしました。
- ❖ また基礎講座の見直しを行い、成年後見制度に関する科目（「とよた市民後見人の実務」「グループワーク・発表（後見人等の役割を考えよう）」）は実務講座に移行させて、基礎となる関係制度・法律を本人支援の視点から学ぶとともに、対人支援（援助）や意思決定支援や身上保護の活動を、市民後見人となる方以外にも広く学べる構成とし、研修時間のサイズダウンを図りました。何のために学ぶのかを簡潔に示した《目的》をカリキュラムに沿えたことも特徴です。  
後日、受講生が聴き直してできるよう、研修動画のアーカイブを作成する工夫もしています。
- ❖ 基礎講座を受講された方は、意思決定フォロワーや地域の活動への参画が期待されるほか、「とよた市民福祉大学」など他の学びの場が用意されています。研修を受けただけで終わりにしない、少しでも市民の活動に繋げていこうという工夫がなされています。
- ❖ さらに市民後見人になってもよいと思われる方には、令和3年版から補強が図られた、実務講座が用意されています。実務講座では、文字通り実務を学んだり、グループワークにより自分以外の人の考え方を学んだり、家庭裁判所の役割を学ぶなど、より市民後見人としての活動に特化した内容になっています。市民力を最大限に発揮していただくための、キャリアアップの工夫がみられます。
- ❖ 同じくモデル事業を行っている大阪府八尾市では、大阪府社会福祉協議会が行う市民後見人養成講座を修了し、バンク登録をしている方でまだ市民後見人として選任を受けていない方に、意思決定サポーターとして活動していただいています。また講座修了者には、適宜、フォローアップ研修等を行うなどして、意識の向上に努めています。
- ❖ こうした行政や市民が一緒になって意思決定支援の仕組みを地域に根づかせていく試みは、世界でも例をみない取組です。今後、他の自治体でも、同様の試みが生まれてくることが望まれます。



## 令和3年度 とよた市民後見人養成講座

【事前説明会】135分 □□

講座	時間	科目
事前説明会	10分	開会
	90分	成年後見制度について
	20分	豊田市における市民後見人の養成・協働について
	15分	とよた市民後見人養成講座について

### 基礎講座の目的

本: 本人の意思と利益の尊重  
 市: 市民としての生活の実現  
 生: 生活等への変化の気づき  
 公: 公正な支援

【基礎講座】1810分 □□

講座	時間	科目
1日目	10分	開校式
	30分	オリエンテーション
	30分	①豊田市の市民後見活動の理念と後見センターの役割
	30分	②家庭裁判所の役割
	90分	③権利擁護と成年後見制度
2日目	90分	④本人の理解(認知症)
	90分	⑤高齢者支援 ※事例検討含む
3日目	90分	⑥障がい者総合支援法と本院の理解(知的)
	90分	⑦本人の理解(精神)
4日目	120分	⑧意思決定支援と在宅医療
	90分	⑨介護保険制度
5日目	90分	⑩医療機関と公的医療保険制度
	90分	⑪医療費助成、後期高齢者医療保険
6日目	90分	⑫法律知識の基礎(民法)
	90分	⑬社会保障制度の概要(国民健康保険・国民年金)
7日目	150分	⑭市民後見人の実施
	30分	交流会
8日目	90分	⑮とよた市民後見人の実務Ⅰ (各講座の振り返り)
	120分	⑯グループワーク・発表 「後見人の役割を考えよう①」
9日目	180分	⑰グループワーク・発表 「後見人の役割を考えよう②」
	90分	⑱とよた市民後見人の実務Ⅱ (後見人等としての心構え)
10日目	90分	⑲とよた市民後見人の実務Ⅲ (就任時の手続、定期報告、報酬の仕組み)

【実務講座】360分 □□

講座	時間	科目
1日目	180分	①後見実務の実際Ⅰ
2日目	180分	②後見実務の実際Ⅱ

## 令和5年度 とよた市民後見人養成講座(案)

【事前説明会】240分 会場・Zoom

講座	時間	科目
事前説明会(第1部)	10分	挨拶
	90分	地域共生社会に向けた意思決定支援の推進 ～在宅医療と意思決定支援(仮)～
	10分	豊田市における権利擁護の取り組みについて
	10分	とよた市民後見人養成講座について
	60分	休憩
事前説明会(第2部)	10分	挨拶
	90分	地域共生社会に向けた意思決定支援の推進 ～地域における権利擁護支援活動(仮)～
	10分	豊田市における権利擁護の取り組みについて
	10分	とよた市民後見人養成講座について

【基礎講座】1270分 会場(録画による補講あり)

講座	時間	科目
1日目	10分	開校式
	30分	オリエンテーション ①豊田市の市民後見活動の理念 <span style="color:red">本・市</span>
	60分	②権利擁護と成年後見制度 <span style="color:red">本・市</span>
	90分	③本人の理解 <span style="color:red">市・生</span>
2日目	90分	④高齢者支援 ※事例検討含む <span style="color:red">本・生</span>
	90分	⑤障がい者総合支援法と本人の理解(知的) <span style="color:red">市・生</span>
3日目	90分	⑥本人の理解(精神) <span style="color:red">市・生</span>
	90分	⑦医療機関と公的医療保険制度 <span style="color:red">後・公</span>
4日目	120分	⑧意思決定支援と在宅医療 <span style="color:red">本・後</span>
	60分	⑨介護保険制度 <span style="color:red">市・生</span>
5日目	90分	⑩法律知識の基礎(民法) <span style="color:red">後・公</span>
	90分	⑪対人支援の方法 <span style="color:red">後・公</span>
6日目	180分	⑫市民による意思決定支援の実際 <span style="color:red">後・公</span>
	150分	⑬本人を支える権利擁護支援の仕組み <span style="color:red">後・公</span>
	30分	修了式

1年間(猶予期間)

・意思決定フォロワー  
 ・市民福祉大学  
 ・地域の活動 等

【実務講座】960分 会場

講座	時間	科目
1日目	60分	実務講座の説明 ①豊田市役所 福祉部の話
	120分	②グループワーク・発表(後・公) 「後見人の役割を考えよう①」
2日目	180分	③グループワーク・発表(本・後) 「後見人の役割を考えよう②」
3日目	180分	④とよた市民後見人の実務Ⅰ(後・公)
4日目	180分	⑤とよた市民後見人の実務Ⅱ(後・公)
5日目	60分	⑥家庭裁判所の役割
6日目	180分	⑦とよた市民後見人の実務まとめ(後・公)

## 各種カリキュラムの例

- ❖ 市民後見人養成研修を「基本カリキュラム」通りに行うと50時間という長丁場。  
なかには2年かけて研修を行うところもあります。こうした大部な研修は、受講する市民にとっても不安です。
- ❖ これまで市民後見人養成研修の受講者という退職者世代が中心でしたが、コロナ禍を経験して、オンラインやオンデマンド開催を行うところも現われたことで、就労世代で研修を受講したいという方が増えつつあります。
- ❖ 研修を主催する側からしても、さまざまな世代に方に無理なく段階的に受講していただく方途はないかという声もあります。
- ❖ そこで、さまざまな世代の方々に、さまざまな地域での権利擁護支援活動に関わっていただけるよう、基本カリキュラムを参考に、比較的短時間で受講しやすいカリキュラムを作成してみました。
- ❖ 研修を主催する市町村等の皆さんには、これらのカリキュラムを組み合わせるなどして、段階的な地域の権利擁護支援人材の育成を考えていただけると嬉しいです。

### 意思決定支援の入門講座(90分)

- 「基本カリキュラム」では「意思決定支援」科目を180分設けて、グループワーク形式のディスカッションを行うことを想定しています。
- いきなり長時間のワークは無理という方にも、「意思決定支援」の考え方に触れていただくための、より簡略化した短縮版カリキュラムです。
- まず導入で簡単にどんな研修かを説明し、「後見人等を対象とした意思決定支援研修」のロールプレイ動画を視聴、まずノーヒントで考えてもらい、何人かには発表してもらいます。  
それを受けて「意思決定支援の原則(考え方)」について解説したところで事例検討を行っていただき、当該市町村の意思決定支援の取組を説明するというカリキュラムです。
- 単独の講座としても受講いただけますが、たとえば意思決定サポーターや市民後見人になることを検討している方のための入口講座(豊田市の事前説明会)的な開催を想定しています。
- オンライン(Zoomのブレイクアウトルーム機能等)でも受講できるようなカリキュラムの切り分けをしています。

内容	時間
意思決定支援とは ・どんな講座かの導入説明 ・ロールプレイ(動画視聴)	15分 導入3分 動画視聴2分 シキングタイム5分 発表数例5分
意思決定支援の原則(講義)	30分
事例検討(グループワーク) ・『ご本人らしい生き方にたどりつく意思決定支援のために』掲載事例から1つないし2つを選び、参加者同士でディスカッション	35分 自己紹介5分 検討25分 発表数例5分
当該市町村における 意思決定支援の取組(講義)	10分

市民後見人を検討してみたい人向け

### 市民後見の入門講座(90分)

- 市民後見人に興味があるという方に、まずはわがまちの市民後見や権利擁護支援の活動を知ってもらおうというカリキュラムです。
- まずは当該市町村から市民後見やその他権利擁護支援の取組を説明し、「どんな方に市民後見人等になってもらいたいのか」というメッセージを伝えます。その上で、中核機関等から具体的なサポート体制を説明してもらい、自分が市民後見人等になっても、サポートが得られることを理解していただき、市民後見人等になるにあたっての懸念材料等の払拭に努めます。
- 次に現役市民後見人等から実践報告をいただき、活動の具体的なイメージを形成します。より具体的なイメージを持っていただくために、できれば受講者と現役市民後見人等との質疑応答が行なえるように、座談会等の形式で行うことが望ましいでしょう。その場合は、オンラインではなく、対面形式での実施を検討します。
- こちらも単独の講座としても受講いただけますが、市民後見人になることを検討している方のための入口講座(本格的な市民後見人養成研修に進む)的な開催を想定しています。
- また上記した「意思決定支援の入門講座」とセット受講すると、(市民後見人バンク登録の前段階として)地域の権利擁護支援サポーターの人材バンクに登録されるなど、受講して終わりにせず、次の活動につなげていただくための支援策と合わせて考えるとよいでしょう。

内容	時間
わがまちの市民後見(講義) ・市民後見の取組 ・その他の権利擁護支援の取組	15分
中核機関等の実務と市民後見活動等に対するサポート体制(講義)	30分
現役市民後見人等による 実践報告 (講義ないし座談会形式)	45分

親族後見人等のための

## 成年後見制度の入門講座(120分)+実務講座

- ▶生活上の必要などから、成年後見制度やその利用について興味があるという親族後見人等の方に、成年後見制度や関係制度について知ってもらおうというカリキュラムです。「基本カリキュラム」のなかから、成年後見制度に関する科目を重点的に学んでいただきます。
- ▶市民後見人の養成研修に、親族後見人等の一般市民の方々が、一部受講していただくイメージです。
- ▶まずは成年後見概論として、大まかな制度の概要について説明を行い、制度に関する基本的な理解を得ていただきます。  
より深い知識を得たいという方には、成年後見制度の各論Ⅰ・Ⅱの講座を受けていただくことが考えられます。  
その上で、当該市町村から成年後見利用促進や関係制度の取組等について簡便な説明を行い、親族後見人の支援等も行っていることを伝えます。
- ▶より深く実践的なことを知りたいという方には、「基本カリキュラム」の実践研修にある、成年後見の実務の受講などを実務講座としてご案内します。受講の際には、市民後見人となるために養成研修を受講している方との受講意図のバッティング(受講意図の相違による齟齬)がないよう留意します。
- ▶研修の過程で、市民後見人等の養成研修に親族として後見人をされている方も参加していただいていることが理解いただけている場合には、課題演習(グループワーク)のなかに入ってもらい、当事者(親族)の視点を踏まえたワークを行っていただいても、研修による理解が深まると思います。
- ▶また、親族後見を現に行っている方々の意向として、経験したことを社会に還元したいと思ってくださる方が相当数いらっしゃると思います。そうした意向に沿えるよう、親族後見人の方にも市民後見や地域の権利擁護支援等の活動に加わっていただけるように、それぞれの自治体に合った動線の構築が望まれます。

内容	時間
成年後見概論(講義)	90分
権利擁護支援と市町村責任(講義)	30分
+α 実務講座	
成年後見の実務(講義・実習形式)	300分

日常生活自立支援事業の

## 生活支援員養成講座(90分)

- ▶社会福祉協議会等が行う日常生活自立支援事業の生活支援員養成のための研修カリキュラムとして、「基本カリキュラム」のなかから関係する科目を抽出して重点的に学んでいただくカリキュラムです。
- ▶将来的に市民後見人となっていただく道も鑑みて、市民後見概論は受講していただき、意思決定支援については当座、入門講座の受講でも構わないという構成のカリキュラム構成としています。
- ▶その上で、対象者理解や対象者に応じた関係制度・法律を学ぶカリキュラムを付置した構成となっています。
- ▶また、当該市町村における権利擁護支援について、幅広く講義いただく内容としています。
- ▶実務についてはOJTを通じて経験を積んでいただき、市民後見人となるに当たっては、基本カリキュラムにある成年後見制度の基礎(3.5単位・210分)や民法の基礎(2単位・120分)、実践研修等を受講いただくイメージです。

内容	時間
市民後見概論(講義) ・当該市町村の日常生活自立支援事業の取組を中心に	90分
意思決定支援の入門講座	90分
権利擁護支援と市町村責任(講義)	30分
対象者理解	300分
関係制度・法律(Ⅰ)	300分
関係制度・法律(Ⅱ)	180分

## 各種サポーター講座との連携

- ▶当法人が行った令和4年度調査により、「認知症サポーター」養成講座や障害者に係る「あいサポーター」養成講座、またACP(アドバンスド・ケア・プランニング/人生会議)の勉強会などと絡めて、市民後見人の養成を行っていることが確認されました。
- ▶地域の方々にさまざまな地域活動に参画していただくためにも、こうした既存講座との連携を行い、地域の各種サポーターとして活動していただく、カリキュラムの有機的連携が望まれます。



先述の通り、「基本カリキュラム」は実際に研修を行う市町村等の便宜を考慮して、市民後見人等を養成するために「最低限これが必要」と思われる科目等を「基本」として示したものです。



以下、研究会で委員のみなさんからいただいた、研修カリキュラム作成等にあたって、踏まえていただきたい留意事項をまとめました。ご参考にしてください。

## 1

### どのような人材を育成したいのかを明確にする。 それを受講者に伝える。

研修を主催する側が、まずどのような地域の権利擁護支援の人材を育成したいのかのビジョンを明確にして受講者に伝えなければ、受講する側も先の活動を見越せません。受講意欲も削がれてしまいます。

## 2

### 受講者の意向を聞く

今回の調査でも、研修を実施する多くの市町村等が、研修の節目々でテストや面接を行い、受講者の意向の確認や、当該地域の権利擁護支援の人材としての適性を見極める段階を設けていることがわかっています。

研修終了後の「登録」にあっても、

まず権利擁護サポーター等のボランティア登録をして、一定程度の活動をしていただいてから、市民後見人のバンク登録に進むという、2段階の登録の仕組みを設けているところもあります。

受講者や研修修了者の意向を聞く段階を設けて、それを事前に受講者にお伝えしておくことが重要です。

## 3

### 研修受講後の活動の仕組みとセットで考える

市民後見人の養成研修を受講される方の多くが、市民後見以外の、さまざまな地域での活動に関わっています。いまは地域での活動に関わってなくても、研修修了者の約7割の方が「地域での活動意向がある」と答えています。

そうした意向を無駄にしないためにも、地域での活動に関わる仕組みと、そのための人材育成である研修とをセットで考えることが重要です。

## 4

### 研修終了後のアフターフォローも明確に伝える

研修を実施する多くの市町村等では、

モチベーションの維持やスキルアップのためにフォローアップ研修を行っています。

また、研修終了後なかなか活動に結びつくことができない方々等が集まって「市民後見人カフェ」（研修修了者の連絡会、勉強会組織）を開催しているところもあります。

研修修了者の活動意欲を維持向上させる取組も重要です。

## 5

### 「地域の権利擁護意識の醸成」を意識した研修を

多くの研修修了者が、研修を受講したことで「地域をみる目が変わった」

「自分事として考えるようになった」と答えています。

そうした市民がひとりでも増えることが、地域の権利擁護意識の醸成に役立っています。

そうした効果があることを自覚して、研修を行っていただきたいと思えます。



## 2

# 市民後見人の活躍策

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「市民後見人の育成・活躍支援」の「基本的考え方（52頁）」のなかで、「地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進」「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」（市民後見人養成研修修了者の）**活躍の推進策の検討**を行う」とされています。そこで本事業では、まず市民後見人養成研修修了者が地域でどのような活動を行っているのかの状況を調べる「市民後見人活躍状況調査」を行いました。その結果、修了者のみなさんが、研修を修了する以前から、さまざまな地域活動を行っていることが分かってきました。その概要を以下に示します。調査の詳細については『資料編』をご覧ください。

### 【課題認識】

❖ 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査によると、令和3年4月1日時点、市民後見人養成研修の修了者数は1万8004名、そのうちバンク登録をしている人が6853名、養成者のうち成年後見人等として選任されている人が1577名でした。

❖ そのほか、成年後見人等以外の活動に従事する市民後見人として、  
法人後見の支援員2199名  
日自の生活支援員2820名  
という結果が得られています。

❖ 課題認識として、養成研修を修了したけどもバンク登録をしていない11151名（=1万8004名-6853名）の方や、バンク登録をしたけれども市民後見人等として選任されていない5276名（=6853名-1577名）は、地域でどのような活動を行っているのか、あるいは研修を修了したりバンク登録をしたまま、地域での活動につながっているのか否かの現状を把握する必要があると考え、その実態を可能な限り把握するための調査を行いました。



### 【調査結果の概要】

❖ 調査の結果、1239名の現役市民後見人を含む研修修了者から回答を得ることができました。

❖ 回答者1239名のうち、いわゆる家庭裁判所から選任を受け市民後見人と活躍している人が361名(29.1%)、法人後見の支援員として活躍している人が221名(17.6%)、日常生活自立支援事業の生活支援員として活躍している人が335名(27.0%)という結果が得られました。

❖ 「特に活動していない」という人は、回答者の約4分の1にあたる337名(27.2%)でした。

とりわけ今回調査で特筆すべきは、自治体経由で調査票を配布し、市民後見人養成研修修了者から回答を得たものの、上記した市民後見人等として活動していない方々からも幅広く回答をいただいたということです。

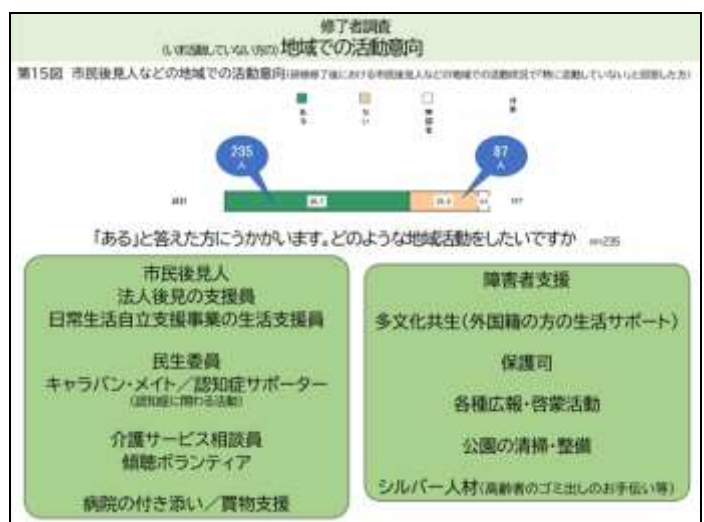
❖とりわけ今回調査で特筆すべきは、市民後見人など上記した以外にも、地域での活動に参加していると回答された方が311名(25.1%)にのぼったということです。

❖その詳細をみると、選択肢調査からは、自治会・マンション管理組合等の役員(33.8%)や民生委員・児童委員(23.5%)、認知症サポーター(30.2%)や行政の各種委員(17.7%)、介護サービス相談員(8.4%)・傾聴ボランティア(11.6%)として活躍されていることが分かります。

❖さらに、その他の地域での活動状況を記述回答から拾うと、認知症パートナーをされている方、オレンジカフェに参画されている方、生活支援コーディネーターや人権擁護委員・保護司をされている方、「いのちの電話」をはじめとした各種相談員、なかには里親をされている方など、実に多彩な活動を行っていることが分かりました。市民後見人の養成研修を受講される方々は、市民後見人以外の地域活動でも活躍されていることが看取されます。

❖次に、地域で他の活動を行っている方々に、市民後見人や法人後見支援員、生活支援員を引き受けてみたいか質問してみたところ、約6割強の方々が「引き受けてみたい」と回答しています。その理由としては「誰かの役に立ちたい」「地域にお返ししたい」「他人のためであり、自分自身のため」といった、自分自身のためにも地域に貢献したいといった回答が目立ちます。「引き受けない理由」としては、年齢的な理由が多いようです。研修終了後には、何らかの地域活動に結びつくような活動支援体制作りが望まれます。

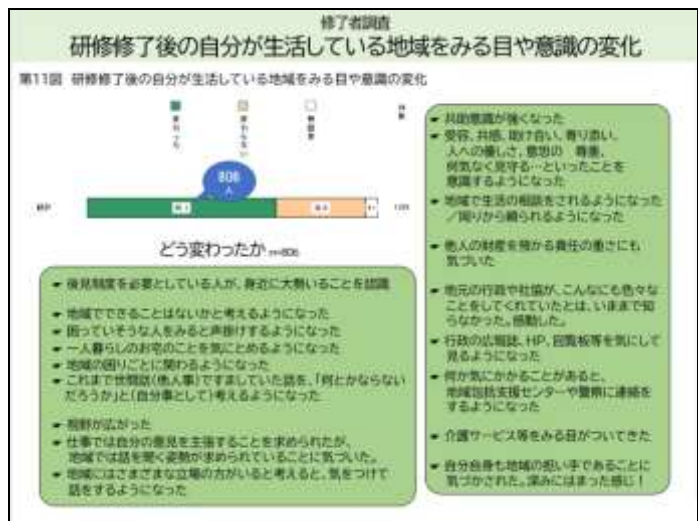
❖研修終了後、「特に地域活動を行っていない」層においても、約7割の方に「地域での活動意向あり」という結果が得られました。どんな地域活動をしたかという質問には、市民後見人等以外の活動として、認知症の方に関わる活動や、病院の付き添いや買い物支援などの生活支援、障害者や外国籍の方のサポートをしたいなど、やはり多岐にわたる意向がみられます。今後の市民後見人養成研修においては、ただ後見人を養成するといった目的に留まらず、こうした市民の意向を汲んで、地域を





支える先端人材を育てるカリキュラム内容として、裾野を広げていく視点が求められるでしょう。

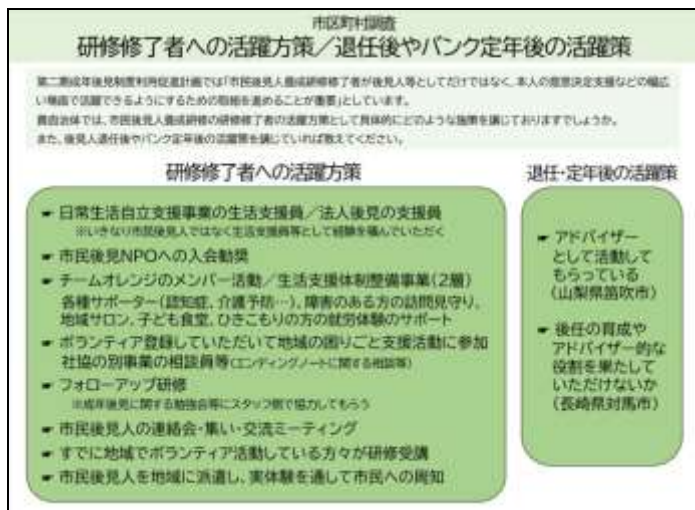
❖また研修修了者に「研修終了後に地域をみる目や意識が変化したか」を問うたところ、約7割(806名)の方が「変わった」と回答しています。



❖どう変わったかを問うた記述回答には、「身近な地域に成年後見制度を必要としていることを認識し、「地域でできることはないかと考えるようになった」り、「困っていそうな人を見と声を掛けをするようになった」「一人暮らしのお宅のことを気にとめるようになった」「地域の困りごとに関わるようになった」など、市民後見人の養成研修を受講したことによって、地域の問題を自分事として考える意識変容の契機となったことがうかがえます。

研修を受講したことで、地域の権利擁護支援に関する土壌形成に役立っていることが分かります。こうした効果があることも意識して、研修を行う必要があるでしょう。

❖次に、市町村に対して行った、市民後見人養成研修修了者への活躍方策に関する調査結果の概要をみてみたいと思います。



❖もっとも多い市町村の活躍方策としては、たとえ研修を行ったとしても、いきなり市民後見人となるのはハードルが高いため、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見の支援員として、一定期間経験を積んでいただくというものでした。

❖その他、市民後見NPOがすでに立ち上がって活動を行っている地域においては、NPOへの入会を勧奨して、市民主体の活動を推進していくという市町村も現れてきています。

❖そこまでいたっていない地域においても、チームオレンジのメンバーとして参画していただいたり、生活支援体制整備事業(2層)などの既存事業に関わっていただいたり、各種サポーター活動のほか、障害のある方の訪問見守り、地域サロン、子ども食堂、ひきこもりの方の就労体験サポート等々、各種の活動で活躍いただくという志向性は認められ、現にそのような活動で活躍されている、市民後見人養成研修の修了者が現れていることが、市町村調査からも看取されます。

❖そのほか、市民後見人養成研修修了者のモチベーションの維持のため、フォローアップ研修を行ったり、市民後見人修了者の連絡会等を行っている市町村は多く見られます。

❖なお、市民後見人退任後の活躍方策までを考えている市町村は現況では皆無で、一部の市町村で「(現役市民後見人の)アドバイザーとして活動」といった回答がみられました。



❖また、市町村に「修了者の活躍促進のネックとなるもの」を問うたところ、「修了者の高齢化」や「資質の担保」が多くを占めています。

❖先述の通り、既に地方では高齢者すらいな

い地域が現出しています。  
定年延長などの理由で地域活動への参加が遅れるとともに、たとえ研修を修了してもすぐに市民後見人になれるわけでもないことから、その他の地域活動に取り組む市民も多数いる一方で、その間に修了者が歳を重ねてしまって、せっかく養成した人材が活躍し切れていない現況が指摘できます。

「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけではなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」である所以です。

市区町村調査  
活躍促進のネック／活躍策のアイデア／市民後見人の名称／名称のアイデア

市民後見人養成研修修了者の地域での幅広い活躍を促すために、自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。  
こうすれば現状を打開できるものといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

修了者の活躍促進のネックとなるもの	活躍策のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 修了者の高齢化／資質の担保 人材の掘り起こし、就労層が活躍できない</li> <li>➤ 責任が重なり過ぎると思われる／負担感が強い</li> <li>➤ 体制(整備)不足 ノウハウ、資金不足 実務能力の積み上げがない(担当が変わるとゼロになる)</li> <li>➤ (地域に)専門職がない</li> <li>➤ 事務の煩雑さ(個人情報管理等々)</li> <li>➤ 市民後見人向けの安定しているケースが少ない (行政で担当する行政ケースは多い)</li> <li>➤ 市民後見制度、市民後見人に対する認知度不足</li> <li>➤ 介護サービス相談員(地域支援事業のメジャー)のように制度化されていないとなかなか難しい</li> <li>➤ 他市町村(他)市町村と足並みを揃えないといけない</li> <li>➤ 活躍するイメージ(画)が描けず、課題も想定できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県の確保を活用したらどうか (職業別、年齢、研修施設等別々でやる等)</li> <li>➤ 重層的支援体制整備事業や生活支援体制整備事業のようなコーディネーターの配置ができるとうい</li> <li>➤ TV、CMなどで周知してはどうか</li> </ul>
	<p style="text-align: center;">市民後見人の名称</p> <p style="text-align: center;">(旧法は一言で)市民後見人</p>
	<p style="text-align: center;">市民後見人に替わる名称のアイデア</p> <p style="text-align: center;">ライトキーパー(権利を守るから) (成年)後見官(旧)、市民後見官(新)、 地域支援官(旧)、権利保護官(旧)、権利支援官(旧)、 安心生活アドバイザー 権利保護支援員(協力員)、(成年)後見支援者、 (市民)後見人</p>

# 3

## 共通する科目の互換性

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働（53頁）」のなかで、「市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合…必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と**共通する科目の単位に互換性を認めることを検討**」するとあります。

研究会では、他の都道府県・市町村で開催した研修を修了したり、基礎研修のみ受講などの一部受講の方の場合でも互換性を認めるのかなども含めて、現状を踏まえた意見交換を行いました。

### 【現状】

- ❖たとえば、他県の市町村から転入されてきた市民から「市民後見人養成研修を受けた」「（転入先市町村でも）市民後見人として活動したい」といった要望があった場合、現状ではどこの市町村でも、その市民の方に当該市町村の研修を再受講してもらう運用が取られていることが分かりました。  
（都道府県が研修を行っているかにもよりますが）同一都道府県内の市町村間でも、同様の運用が取られている場合が多いものと思われます。
- ❖ただし、基礎研修に相当する部分を都道府県が行い、施設実習や演習（グループワーク）などの実務研修に相当する部分を市町村が行うといった、研修科目を都道府県と市町村との間で分担、協働で実施している例はみられます。
- ❖また、たとえ同一科目であっても、研修の質が全国一律に担保されているかということ、そうとはいえない現状もあります。

### 【考え方】

- ❖どの科目の互換性を認めるかという以前に、転入されてきた方と当該市町村とのマッチング（相性）の問題。まず、当該市町村の市民後見人として相応しいかどうかを、面接などを行い適性を見極める必要がある。その上で「適正あり」となれば、「どんなことを学んできたのか」という次の段階（互換性の判断）に進むことになるのではないかな。
- ❖また、研修途中までの受講で修了されていない方と、既に他市町村で市民後見人として活躍していたり、バンク登録までしていた方の場合では、対応が変わってくるのではないかな。
  - 基本的に未修了の方の場合は、当該市町村の研修を再受講していただく。
  - バンク登録までしていた方の場合、面接などによって適性を見極め、その後の対応を判断する…というのが現実的ではないかな。
- ❖退職年齢の高齢化等により地域活動への参加が遅れてきている実態もあることから、長時間に渡る市民後見人の養成研修をゼロから受け直してもらうという運用は改善する必要があるように思われる。制度・法律に関する科目など、どこの市町村で研修したとしても、ある程度内容が担保されるであろう科目については、研修実施元の市町村に内容確認する必要があるものの、互換性を認めてもよいのではないかな。
- ❖他市町村で、市民後見人をはじめとした権利擁護支援の活動をされてきたり、学びをしてきた方が転入してきたという、権利擁護に理解のある市民の情報は、転入先の市町村でも知りたい情報である。今後は、本人の了解を前提とした上で、市町村間で市民後見人の転出・転入の情報をやり取りする仕組みが必要ではないかな。



## 第2部

市民後見人養成のための基本カリキュラム

・各科目の要点

改定

# 市民後見人※ 養成のための基本カリキュラム

※ここでいう「市民後見人」には、「市民」の立場で地域の権利擁護に関わるさまざまな人たち（法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護サポーター・意思決定サポーター等）が含まれます。必ずしも家庭裁判所からの選任を要件とはしていません。

合計 50 単位 = 39 単位（講義・実務・演習） + 11 単位（体験学習+レポート作成）  
補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

## 基礎研修 25 単位 / 1500 分

### ◆市民後見概論 1.5 単位 / 90 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論 <small>※市町村責任、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業含む</small>	1.5 単位	90 分

### ◆意思決定支援 3 単位 / 180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	意思決定支援	意思決定支援	3 単位	180 分

### ◆対象者理解 5 単位 / 300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
3	対象者理解	高齢者の理解	1 単位	60 分
4		認知症の理解	1.5 単位	90 分
5		障害者の理解	2.5 単位	150 分

### ◆成年後見制度の基礎 3.5 単位 / 210 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
6	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
7		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1 単位	60 分
8		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5 単位	30 分
9		権利擁護支援と市町村責任	0.5 単位	30 分

### ◆民法の基礎 2 単位 / 120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
10	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
11		財産法	1 単位	60 分

### ◆関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状) (Ⅰ) 5 単位 / 300 分 (Ⅱ) 3 単位 / 180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
12	関係制度・法律(Ⅰ) ( (当該市町村・地域の取組現状) )	介護保険制度	1.5 単位	90 分
13		高齢者施策 / 高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
14		障害者施策 / 障害者虐待防止法	1.5 単位	90 分
15		障害者権利条約・障害者差別解消法	1 単位	60 分
16	関係制度・法律(Ⅱ)	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	1 単位	60 分
17		公的医療保険制度	0.5 単位	30 分
18		年金保険制度	0.5 単位	30 分
19		税務申告制度	0.5 単位	30 分
20		消費者保護	0.5 単位	30 分

※都道府県など広域で研修実施の場合、市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること

◆市民後見活動の実際 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
21	市民後見活動の実際	中核機関等の実務と市民後見活動 に対するサポート体制	1単位	60分
22		現役市民後見人による実践報告	1単位	60分

## 実践研修 14単位/840分 +11単位（体験実習・レポート作成）

◆対人援助の基礎 2.5単位/150分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
23	対人援助の基礎	対人援助の基礎 ※権利擁護の理念を含む	2.5単位	150分

◆体験実習(フィールドワーク) 8単位/1日半+30分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分
25	体験実習②	市民後見人の活動体験	2.5単位	約半日
26	体験実習③	施設実習	5単位	約1日

◆家庭裁判所の役割 1.5単位/90分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
27	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分

◆成年後見の実務 5単位/300分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
28	成年後見の実務	成年後見の実務	5単位	300分

◆課題演習(グループワーク) 5単位/300分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
29	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分

◆レポート作成 3単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	—	—
31	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	—
32	レポート作成③	市民後見人像(どんな市民後見になりたいか)	1単位	—

## 補講※ 2単位/120分

※都道府県など広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」の補講を適宜行うイメージ

◆当該市町村・地域の現状 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
33	当該市町村・地域の現状 (2単位/120分)	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5単位	30分
34		障害者施策への取組状況	0.5単位	30分
35		地域福祉への取組状況	0.5単位	30分
36		社会資源	0.5単位	30分

改定

## 【市民後見人養成のための基本カリキュラム】 カリキュラム科目の要点

「市民後見人養成のための基本カリキュラム」で示された個々の科目について、既存の市民後見人養成研修のカリキュラムを参照し、学習内容やその学習によってどのような資質・能力を身につけるのか(到達目標)といった事項をまとめました。

### カリキュラムの構成

- ❖基本カリキュラムは、「基礎研修」と「実践研修」の2段構成になっています。
- ❖「基礎研修」は、初日の「市民後見概論」や「意思決定支援(180分)」でのグループワーク等によって受講生の意識を醸成したうえで、座学科目を中心に学ぶ構成になっています。
- ❖「実践研修」は、体験実習(フィールドワーク)や課題演習(グループワーク)、書類作成等の実務や家庭裁判所から話を聞くなど、より実践的な研修内容となっています。
- ❖基本カリキュラムの令和4年度見直しにあたっては、すでに多くの自治体がこうした2段構成のカリキュラムによる市民後見人養成を行っていることから、その構成立ては崩さないこととしました。
- ❖基本カリキュラムは、いわゆる「市民後見人」を想定したものです。すでに法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援サポーターなどといった、市民の立場で地域の権利擁護に関わる方々も、この基本カリキュラムを改変した類似カリキュラムで研修を受けていることから、受講者の研修ニーズに応じて、研修主催者が適宜、基本カリキュラムからの切り出し<sup>\*</sup>や加除ができるよう配慮しています。

※たとえば、生活支援員や意思決定支援サポーターの養成では「成年後見制度の基礎」や「民法の基礎」は必須じゃなくてよいよねとか、でも「意思決定支援」は受講する方が誰でもあっても受講して欲しいよね、といったことです。「基本カリキュラムを参考に作成した『各種カリキュラムの例』」を前掲しましたので参考にしてください。




## 市民後見概論(1.5 単位/90 分)

到達目標:①市民後見人としての行動規範・倫理を理解する / ②市民後見人の職務・役割を理解する / ③職務上の諸課題をおさえる

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
P21 市民後見概論	市民後見概論	<p>①市民後見が生まれてきた背景 ・時代的・社会的背景 ・「地域共生社会」の実現に向けて</p> <p>②市民後見人としての行動規範・倫理性 ・尊厳の保持 ・意思決定支援の視点</p> <p>③市民後見人の職務と役割 ・財産管理 ・身上保護</p> <p>④市民後見と市町村の役割 ・市町村責任 ・中核機関等の役割</p> <p>⑤市民後見を補完する仕組み ・市町村長申立 ・成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・地域包括支援センターとの関係</p> <p>⑥市民後見人及びその活動を補完する活動者 ・個人で後見人として選任されるタイプ ・法人後見の支援員タイプ ・日常生活自立支援事業の生活支援員 ・その他のタイプ(権利擁護サポーター、意思決定サポーター等)</p> <p>⑦後見手法 ・複数後見等の多様な後見手法</p> <p>⑧受任の調整(マッチング)について</p> <p>⑨地域の権利擁護支援の仕組み(ネットワーク)をどうつくるか ・「チーム」による支援の重要性</p> <p>⑩市民後見推進の課題 ・医療同意 ・身元保証人との違い ・金融機関との関係 ・親族後見人支援</p>	<p>①市民後見人としての行動規範・倫理性を理解する。</p> <p>②市民後見人としての具体的職務と役割、してはいけないことを理解する。</p> <p>③市民後見人としての活動に際しての課題にふれる。</p> <p>④一口に市民後見人といっても、家庭裁判所からの選任の有無に関わらず、さまざまな活動タイプがあることを知る</p> <p>⑤市町村が市民後見を行うことの意味を理解する。</p> <p>⑥親族後見人(支援)についての知見を得る。</p>	1.5 単位	90 分	市町村成年後見部局担当者 中核機関等担当者 学識経験者

## 意思決定支援(3単位/180分)

到達目標:意思決定支援の実施において必要不可欠となる考え方及び知識を習得する。

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
意思決定支援	意思決定支援	<p>①意思決定支援と代行決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールプレイ～体験から考えよう</li> <li>・「チーム」とは</li> <li>・意思決定能力と意思決定支援の原則及び代行決定の原則</li> </ul> <p>②後見事務における意思決定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインにおける基本的考え方</li> </ul> <p>③意思決定支援をふまえた後見事務のガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援のための環境整備</li> <li>・環境整備に対する後見人の役割</li> <li>・映像教材を通じたグループワーク</li> </ul> <p>※「後見人等を対象とした意思決定支援研修」の講義資料やロールプレイ&amp;グループワーク用動画教材及び講義動画の活用を想定しています。</p> <p>【 後見人等を対象とした意思決定支援研修 】  <a href="https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/">https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/</a></p>  <p>※受講者の属性等により、上記内容をフルスペックで行うのが困難な場合は、国が作成したリーフレット『意思決定支援のために』に掲載した事例について、可能な限り受講者に考えていただく時間(個人ワークやペアワーク)を設けるなどして、意思決定支援の「考え方」の習得に重きをおいた研修内容が求められます。</p> <p>『ご本人らしい生き方にたどり着く 意思決定支援のために』  <a href="https://guardianship.mhlw.go.jp/common/pdf/guardian/guardian_book.pdf">https://guardianship.mhlw.go.jp/common/pdf/guardian/guardian_book.pdf</a></p> 	<p>①被後見人等が本人らしい生活を送れるように、チームによる意思決定支援を踏まえた後見事務(本人のための財産管理・身上保護)の取組とは何かを理解する。</p> <p>②代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた気づきを得る。</p> <p>③研修冒頭に行う科目として、後見人等が、意思決定支援を踏まえた後見事務にやりがいや達成感を感じ、前向きに取り組めるきっかけとする。</p>	3単位	180分	<p>後見人等を対象とした意思決定支援研修の指導者(講師)</p> <p>後見人等を対象とした意思決定支援研修修了者</p>

## 対象者理解(5 単位／300 分)

到達目標：①成年後見を必要とする方の疾患やその特性を理解する／②本人及び家族への接し方・基本的態度を理解する

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
対象者理解	高齢者の理解	①「老いる」とは ②老化はなぜ起こるのか ③心身・知覚機能への変化 ④生活機能とは何か ⑤多く見られる疾患と障害	認知症や知的障害・精神障害に関する医学的知識、本人と接するうえでの心構えを学ぶ。  そのうえで、これら支援を必要とする方々が、地域で安心して生活するために何ができるかを、講義を通じて考える。	1単位	60分	医師、医療関係者、社会福祉士等  ※また、認知症の人本人の参画も望まれる
	認知症の理解	①認知症の基礎知識 ②認知症の方の理解 ③家族への接し方 ④認知症の方が地域で安心して生活するために私たちができること		1.5単位	90分	
	障害者の理解	①障害者をめぐる状況 ②障害に関する基礎知識 ・知的障害者 ・精神障害者 ③障害の理解 ④家族への接し方 ⑤障害者が地域で安心して生活するために私たちができること		2.5単位	150分	医師、医療関係者、社会福祉士、精神保健福祉士 等 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所の職員  ※また、障害のある人本人の参画も望まれる

## 成年後見制度の基礎(3.5 単位/210 分)

到達目標： 市民後見活動において必備すべき、成年後見制度等に関する基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
P24 成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	①成年後見制度化の趣旨と背景 ②成年後見制度の目的・基本理念 ③制度活用の必要性、今後の課題	成年後見制度が生まれた背景・趣旨及びその理念を理解する。	1.5 単位	90 分	弁護士、司法書士、 学識経験者
	成年後見制度各論 I 法定後見制度	①後見・保佐・補助、各類型の違い ②対象者について ③申立権者について ④代理権、取消権 ・代理の範囲 ・取消の範囲 ・活用方法 ⑤同意権 ⑥財産管理 ・財産管理に関する事務 ⑦身上保護 ・身上保護に関する事務 ⑧専門職後見人の役割・職務 ⑨後見報酬	市民後見人としての活動に際し必要となる、法定後見制度についての制度的理解を得る。	1 単位	60 分	弁護士、司法書士、 学識経験者
	成年後見制度各論 II 任意後見制度	①制度の概要 ②任意後見契約の締結 ③任意後見契約の開始 ④老後の生活設計としての活用法	市民後見人としての活動に際し必要となる、任意後見制度についての制度的理解を得る。	0.5 単位	30 分	弁護士、司法書士、 学識経験者
	権利擁護支援と市町村責任	①成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画 ②成年後見制度利用促進基本計画の概要 ③成年後見制度利用促進基本計画策定後の状況 ④成年後見制度利用促進計画における市町村の取組状況	市民後見人としての活動に際し必要となる、権利擁護支援、成年後見制度利用促進の現況や市町村の取り組み状況についての理解を得る。	0.5 単位	30 分	市町村成年後見部局担当者 中核機関等担当者 学識経験者

## 民法の基礎(2単位/120分)

到達目標：市民後見活動において必備すべき、民法に関する基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
民法の基礎	家族法	①家族法の基礎知識 ・親族、婚姻、離婚、扶養、未成年後見  ②支援のための契約・遺言・相続等に関する基本的理解。成年後見制度との関係  ③公正証書遺言 ・公証人の業務と後見人が揃えるべき書類	市民後見人としての活動に際し必要となる、家族法の基礎的素養にふれる。	1単位	60分	弁護士、司法書士、学識経験者
	財産法	①財産法の基礎知識  ②法律行為の概要  ③時効・物権・債権	市民後見人としての活動に際し必要となる、家族法の基礎的素養にふれる。	1単位	60分	弁護士、司法書士、学識経験者

## 関係制度・法律(Ⅰ)(5単位/300分)

到達目標:市民後見活動において関係する諸制度・法律についての基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
P26 関係制度・法律(Ⅰ)	介護保険制度	①介護保険制度の概要と理念 ・地域包括ケアシステムと地域共生社会  ②介護保険の施設・居住系サービス  ③介護保険サービスと後見実務の関係、その実際  ④地域包括支援センター  ⑤地域支援事業	介護保険制度の理念やサービスの概要等を、成年後見制度との関わりの中で理解する。	1.5 単位	90 分	市町村介護保険部局担当者、学識経験者
	高齢者施策 ／高齢者虐待防止法	①介護保険外の福祉サービス  ②福祉サービスと生活保護  ③高齢者の住まい政策、公的住宅  【高齢者虐待防止法】 ①高齢者虐待防止法の理解と対応	①後見業務のうえで関係してくる高齢者施策について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりの中で理解する。  ②高齢者虐待の実態と問題意識を学びとる。	1 単位	60 分	市町村高齢者部局担当者、学識経験者
	障害者施策 ／障害者虐待防止法	①障害者制度の概要  ②障害者総合支援法の概要と理念 ・障害者が希望する地域生活の実現 ・障害福祉サービス・相談支援  ③障害者に関するその他の法律 ・障害者基本法 ・知的障害者福祉法 ・精神保健福祉法  【障害者虐待防止法】 ①障害者虐待防止法の理解と対応	①後見業務のうえで関係してくる障害者施策について、その理念やサービスの概要等を、成年後見制度との関わりの中で理解する。  ②障害者虐待の実態と問題意識を学びとる。	1.5 単位	90 分	市町村障害部局担当者、学識経験者
	障害者権利条約 ・障害者差別解消法	①障害者権利条約の概要 ・第12条法律の前にひとしく認められる権利について  ②障害者差別解消法の概要 ・「合理的配慮」とは何か	①「代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフト」への歴史的経過や問題意識を理解する。  ②合理的配慮や社会的障壁の除去についての考え方や問題意識を学びとる。	1 単位	60 分	市町村障害部局担当者、学識経験者

## 関係制度・法律(Ⅱ)(3単位/180分)

到達目標:市民後見活動において関係する諸制度・法律についての基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
関係制度・法律(Ⅱ)	生活保護制度 ／生活困窮者自立支援制度	①生活保護制度の概要 ②生活保護の現状 ③生活保護の活用(申立手続)	後見業務のうえで関係してくる諸制度について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりのなかで理解する。	1単位	60分	市町村当該担当部局担当者、 学識経験者
	健康保険制度	①健康保険制度、後期高齢者医療制度の概要 ・健康保険の種類・対象要件		0.5単位	30分	市町村当該担当部局担当者、 学識経験者
	年金制度	①年金制度の概要 ・年金の種類・受給要件 ②国民年金法 ・障害基礎年金		0.5単位	30分	市町村当該担当部局担当者、 学識経験者
	税務申告制度等	①所得税(確定)申告について		0.5単位	30分	税理士、税務署、 学識経験者
	消費者保護	①消費者保護行政の概要 ②消費者被害の現状 ③消費生活支援センターについて		0.5単位	30分	市町村当該担当部局担当者、 消費生活センター



## 市民後見人活動の実際(2 単位／120 分)

到達目標:①市民後見活動に実際に関わる人たちの話を聞くことで、市民後見人としての活動の素養を得る。／②市民後見人となるべく動機づけを高める。

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
市民後見活動の実際	中核機関等の実務と市民後見活動に対するサポート体制	①当該市町村の成年後見制度利用支援の仕組み ②中核機関等を中心とした組織体制 (関係機関等との連携(チーム)の仕組み) ・市民後見人へのサポート ③中核機関等の実務 ④現況課題 ※中核機関等を未設置の市町村等の場合、 近隣の既設置機関担当者等の講義で代替可	中核機関等担当者から直接、当該市町村・地域の中核機関等の体制や現況の課題を聞くことで、より実践に向けた市民後見人としての素養を養い、動機を高める。	1 単位	60 分	中核機関等担当者
	現役市民後見人による実践報告	①後見等業務の実践事例報告 ・後見人として行っている支援、後見業務 ・本人の生活状況・課題と感じていること ②参加者との質疑応答(疑問や不安に答える) ※市民後見人未養成の市町村等では専門職または生活支援員、権利擁護サポーター、意思決定サポーター等の実践報告で代替可	現役市民後見人から直接、実際に行っている支援や直面する課題を聞くことで、より実践に向けた市民後見人としての素養を養い、動機を高める。	1 単位	60 分	中核機関等に所属の市民後見人

## 対人援助の基礎(2.5 単位／150 分)

到達目標： 他人を援助することの意味、対人援助の理念を理解する

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
対人援助の基礎	対人援助の基礎	①自己覚知 ②傾聴と共感 ③模擬面接、グループワークやペアワーク等を通じて、対人援助のコミュニケーション技術を学ぶ	社会福祉援助技術論等の知的蓄積などをふまえて、対人援助の理念等に関する基礎的理解を養う。	2.5 単位	150 分	心理学系、社会福祉系学識経験者等／PSW

## 体験実習(フィールドワーク)(8単位/1日半程度+30分)

到達目標：①体験実習を通じて実際に後見等を必要とする人たちの状態像を肌身感覚としてつかむ/②後見業務や施設介護等の実際を理解する

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
体験実習①	体験実習についての留意点	①各体験実習についての留意点を説明  ※要日程調整 ※受講者への誓約書等が必要	体験実習により知り得た事実を口外しない、介護行為は行わないことなど、実習事前に受講生に対する諸注意を行う。	0.5単位	30分	中核機関等担当者
体験実習②	市民後見人の活動体験	①利用者宅・施設等への訪問に同行するなどして、市民後見人の活動を体験する  ※実際の活動体験が困難な場合、市民後見人の活動を記録した映像教材等による、活動疑似体験による学びも可	①実際に被後見人等の自宅に訪問することで、生活実態なども含めた状態像を体感する。  ②実際に後見人が活動する姿を見ることで、実践感覚を養う。	半日 (2.5単位)	—	—
体験実習③	施設実習	①対象者への接し方等について、具体的に実地研修する  ※介護にあたる行為は行いません  ※実際に施設を訪問しての実習が困難な場合、施設の方から話を聞いたり、映像教材等による疑似体験による学びも可	①実際に施設介護等の実際を見聞することで、介護を必要とする方の状態像を体感する。  ②施設職員の姿や後見人が施設利用者に接する姿を見ることで、実践感覚を養う。	1日 (5単位)	—	—

## 家庭裁判所の役割(1.5 単位／講義 90 分・見学の場合は半日相当)

到達目標：家庭裁判所の役割を理解する

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
P31 家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際	<p>(家庭裁判所職員からの講義)</p> <p>①家庭裁判所における後見担当部局の概要 ・裁判官、調査官、書記官の各役割</p> <p>②家事裁判手続きについての理解</p> <p>(家庭裁判所見学)</p> <p>①市民後見人としての活動に資する、家庭裁判所の仕事を具体的実際的に見聞する</p> <p>②意見交換(成年後見制度・後見人に望むこと等)</p> <p>※研修を実施する市町村等は、講義や見学の目的を明確に伝え、事前に家庭裁判所との調整を行うこと。</p> <p>※見学の具体的な内容として、たとえば家庭裁判所の家事相談窓口寄せられる相談の実際や対応、後見人選任の際どのような点を見極めて決めているのかといった、市民後見人の活動に資する内容等が考えられる。</p>	家庭裁判所による講義または家庭裁判所への見学によって、身近な存在として家庭裁判所の役割を理解する。	1.5 単位	<p>(講義の場合) 90 分</p> <p>(見学の場合) 半日</p>	家庭裁判所

### 家庭裁判所と市町村の連携を円滑に行うために 家庭裁判所に講義・見学を依頼する際の留意点

※講義と見学のいずれを選択するかについては、家庭裁判所の規模や受入の負担、研修の参加人数、頻度等を考慮しつつ、事前に家庭裁判所と十分に調整した上で決定するようお願いします。

※家庭裁判所の支部・出張所は、人的・施設的な制約から講義又は見学の受入が困難であるため、講義・見学の打診は家庭裁判所の本庁に対して行うようにしてください。

※家庭裁判所の負担に配慮し、講義又は見学については、他の市町村と共同で行うことを視野に入れつつ、都道府県とも調整するようお願いします。

## 成年後見の実務(5 単位／300 分)

到達目標：①実務上、後見人等に作成・提出が求められる財産目録、収支予定表、報告書等の作成のポイントや重要性を理解する。  
②そのことを通じて、実務上求められている本人の財産の管理や身上保護の事務を理解する。

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
成年後見の実務	成年後見の実務	①財産目録の作成 ②財産管理の実務・知識 ③就任時と終了時の手続き、財産管理の方法と事務内容 ④後見計画・収支予定表の作成 ⑤身上保護の実務・知識 ・事実行為との違い ・サービス確保、医療同意等の諸課題など ⑥報告書の作成 ⑦後見事務終了時の手続き／死後事務 ・後見事務終了報告書作成 ・後見の計算(財産目録作成) ・後見終了の登記申請について ・報酬付与の審判申立について ・財産の引き継ぎ ・死後事務	実際に書類等の作成をしてみるにより実務を学ぶ	5単位	300分	中核機関等担当者、 専門職後見人

## 課題演習(グループワーク)(5 単位／300 分)

到達目標： グループワークを通じて、自己の価値観を相対化することの意味をおさえる

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
課題演習	事例報告と検討	<p>①専門職後見人等から、実際の後見業務の事例について学ぶ</p> <p>②事例を通じ、根底にある法律問題に気づく ex. 親族や近隣からの権利侵害がある事例 多問題家族の事例</p> <p>③受任後の後見事務・後見計画(課題を関係機関、社会資源にどうつなげるか)をグループワークにより検討する。</p>	<p>①グループワークを通じて、各人が異なる意見を交換するなかで、自己の価値観を相対化し、意見をまとめる経験知を養う。</p> <p>②その作業を通じて、独善によらず、成年後見人等としての対応を考える訓練をおこなう。</p>	5単位	300分	専門職後見人、中核機関等担当者

## レポート作成(3 単位)

到達目標：各レポート作成時点において、自己の研修成果等をふりかえり、自分の言葉としてまとめる

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
レポート作成① (事前課題)	志望動機書(エントリーシート)	①志望動機を A4 レポート用紙1枚程度にまとめる ②研修受講前の事前選考・面接等に使用	研修を受講するにあたり、志望理由「なぜ市民後見人になりたいのか」を、自らの言葉としてまとめる。	—	—	—
レポート作成②	体験実習の報告書作成	①体験実習(フィールドワーク)の「市民後見人の活動体験」「施設実習」で学んだことを、実習ごとに A4 レポート用紙1枚程度に報告書としてまとめる	体験実習終了後、体験した内容、体験して感じたこと、そのことについての考察等を、自らの言葉としてまとめる。	2 単位 (各 1 単位)	—	—
レポート作成③	市民後見人像 (どんな市民後見人等になりたいか)	①研修全日程終了後、みずから思い描く市民後見人像を書いてもらう ②バンク登録時の事前選考・面接等に使用	研修を受講後、「どんな市民後見人等になりたいのか」を、自らの言葉としてまとめる。	1 単位	—	—

## 補講 当該市町村・地域の現状(2 単位)

到達目標: ①当該市町村・地域の制度施行状況をおさえる／②当該市町村・地域の社会資源と市民後見人としての活動との関わりを理解する

研修テーマ	科目	主たる学習内容等の例示	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
当該市町村 ・地域の現状	介護保険・高齢者施策への取組状況	①当該市町村の高齢者福祉の取組状況 ②介護保険サービスの整備・利用状況	基礎研修による制度理解を前提として、当該市町村・地域の施行状況を学ぶ	0.5 単位	30 分	市町村介護保険部局担当者
	障害者施策への取組状況	①当該市町村の障害者福祉(知的・精神)の取組状況 ②障害福祉サービスの整備・利用状況		0.5 単位	30 分	市町村障害部局担当者
	地域福祉への取組状況	①当該市町村の地域福祉の取組現状・地域福祉計画 ②地域への市民参画状況について		0.5 単位	30 分	市町村地域福祉部局担当者、市町村社協担当者
	社会資源	【関係機関】 ①市町村担当課 ②社会福祉協議会 ③地域包括支援センター ④障害者関連機関(基幹相談支援センター等) ⑤消費生活センター ⑥家庭裁判所  【人材】 ①生活支援員 ②民生委員 ③介護相談員 …などについて		0.5 単位	30 分	市町村地域福祉部局担当者、市町村社協担当者 中核機関等担当者



# 市民後見人の養成研修カリキュラム 及び 活躍促進に関する研究会

## 【構成メンバー】

### 有識者

★：座長 \*：副座長 \*はWG委員も併任

大森 彌 *	成年後見制度利用促進専門家会議 委員長／東京大学名誉教授
永田 祐 **	同志社大学社会学部教授
堀田 力	さわやか法律事務所 弁護士／公益財団法人 さわやか福祉財団 会長

### 三士会

水島 俊彦*	日本弁護士連合会 高齢者障害者権利支援センター 委員
西川 浩之	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
星野 美子	公益社団法人日本社会福祉士会 理事

### 地方公共団体

新井 隆哲*	横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 課長
岡本 由美子*	八尾市 健康福祉部次長 兼 地域共生推進課 課長

### 中核機関・権利擁護センター等

小佐波 幹雄*	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 所長
住田 敦子 *	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長
田邊 寿	伊賀市社会福祉協議会 事務局長・伊賀地域福祉後見サポートセンター
谷 仁	芦屋市権利擁護支援センター（芦屋市社協・PAS ネット） 所長

### （オブザーバー）

老健局 認知症施策・地域介護推進課  
社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室  
社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課  
最高裁判所 事務総局 家庭局

# 研究会、WGの開催経過

## 第1回研究会

8/8

- ◎ 座長挨拶 / 厚生労働省挨拶
- ◎ 市民後見人の活躍状況調査(仮称)について
- ◎ 「市民後見人養成のための基本カリキュラム」について

## 第1回WG

8/10

- ◎ 市民後見人の養成研修カリキュラムの見直し
- ◎ 市民後見人活躍状況調査\* 調査項目案 ★市民後見人養成研修修了者の修了後の活動状況調査
- ◎ ヒアリング
  - ①北海道社会福祉協議会 成年後見制度推進バックアップセンター  
権利擁護推進部 権利擁護課 課長 朝倉 裕次 氏
  - ②東京大学 地域後見推進プロジェクト  
一般社団法人 地域後見推進センター  
/ 東京大学 大学院教育学研究科 特任専門職員 東 啓二 氏
- ◎ 令和3年度市民後見人実態把握調査 調査結果  
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

### 【調査期間】

市民後見人活躍状況調査・市民後見人養成研修カリキュラムの収集

## 第2回研究会

1/23

- ◎ 市民後見人活躍状況調査 結果報告
- ◎ 市民後見人養成のための基本カリキュラムの改定について

## 第2回WG

2/9

- ◎ 市民後見人養成のための基本カリキュラム改定案
- ◎ 共通する科目の単位の互換性について

報告(とりまとめ)案の作成

## 第3回研究会

3/27

- ◎ とりまとめの議論



## 市民後見人養成研修カリキュラム 及び 市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業 報告書

---

令和5(2023)年3月

発行：特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構

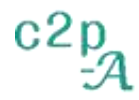
〒162-0083

東京都新宿区市谷田町2-17-15 市谷クロスプレイス4階

TEL:03-3266-1651

E-Mail:c2p@network.email.ne.jp

URL:<https://jichitai-unit.ne.jp/network/>



特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構